

平成 27 年 12 月 10 日
三菱UFJ 国際投信株式会社

受益者のみなさま

「三菱UFJ スタイルセレクト・グロースファンド（愛称：飛躍）」、
「三菱UFJ スタイルセレクト・バリューファンド（愛称：変革）」、
「三菱UFJ スタイルセレクト・ブレンドファンド（愛称：潮流）」
の約款変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社「三菱UFJ スタイルセレクト・グロースファンド（愛称：飛躍）」、「三菱UFJ スタイルセレクト・バリューファンド（愛称：変革）」、「三菱UFJ スタイルセレクト・ブレンドファンド（愛称：潮流）」につきまして、スイッチングの取扱いおよび手数料に係る記載整備を行うため約款変更を実施しましたので、下記のとおりお知らせ申し上げます。

なお、受益者のみなさまが下記対象ファンドを申込みされる際の手続き等について、本約款変更による変更はございません。本お知らせの趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象ファンド

三菱UFJ スタイルセレクト・グロースファンド（愛称：飛躍）

三菱UFJ スタイルセレクト・バリューファンド（愛称：変革）

三菱UFJ スタイルセレクト・ブレンドファンド（愛称：潮流）

2. 変更日

平成 27 年 12 月 10 日

3. 変更内容（詳細につきましては、別紙をご参照ください。）

約款および約款付表について、スイッチングに係る規定を削除

・ 本お知らせに関するお問い合わせ

三菱UFJ 国際投信 お客さま専用フリーダイヤル 0120-151034

【受付時間／9：00～17：00（土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）】

・ 受益者さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ

お取引のある販売会社の本支店へお問い合わせください。

約款変更の新旧対照表

三菱UFJ スタイルセレクト・グロースファンド

変更後（新）	変更前（旧）
（受益権の申込単位および価額） 第12条（略） ②～⑥（略） ⑦ <u>削除</u> ⑧～⑨（略）	（受益権の申込単位および価額） 第12条（略） ②～⑥（略） ⑦ <u>第4項および第5項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が、当該信託の一部解約金の手取額をもって、当該解約請求受付日に取得申込みを行う場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の基準価額とします。</u> ⑧～⑨（略）
（付表） 1. <u>削除</u>	（付表） 1. <u>約款第12条第7項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。</u> <u>追加型証券投資信託「三菱UFJ スタイルセレクト・グロースファンド」</u> <u>追加型証券投資信託「三菱UFJ スタイルセレクト・バリューファンド」</u> <u>追加型証券投資信託「三菱UFJ スタイルセレクト・ブレンドファンド」</u> <u>追加型証券投資信託「BWマネープールファンド」</u>

三菱UFJ スタイルセレクト・バリューファンド

変更後（新）	変更前（旧）
（受益権の申込単位および価額） 第12条（略） ②～⑥（略） ⑦ <u>削除</u>	（受益権の申込単位および価額） 第12条（略） ②～⑥（略） ⑦ <u>第4項および第5項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が、当該信託の一部解約金の手取額をもって、当該解約請求</u>

⑧～⑨（略）	<u>受付日に取得申込みを行う場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の基準価額とします。</u> ⑧～⑨（略）
(付表) 1. <u>削除</u>	(付表) 1. <u>約款第12条第7項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。</u> <u>追加型証券投資信託「三菱UFJ スタイルセレクト・グロースファンド」</u> <u>追加型証券投資信託「三菱UFJ スタイルセレクト・バリューファンド」</u> <u>追加型証券投資信託「三菱UFJ スタイルセレクト・ブレンドファンド」</u> <u>追加型証券投資信託「BWマネープールファンド」</u>

三菱UFJ スタイルセレクト・ブレンドファンド

変更後（新）	変更前（旧）
(受益権の申込単位および価額) 第12条（略） ②～⑥（略） ⑦ <u>削除</u> ⑧～⑨（略）	(受益権の申込単位および価額) 第12条（略） ②～⑥（略） ⑦ <u>第4項および第5項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が、当該信託の一部解約金の手取額をもって、当該解約請求受付日に取得申込みを行う場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の基準価額とします。</u> ⑧～⑨（略）
(付表) 1. <u>削除</u>	(付表) 1. <u>約款第12条第7項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。</u> <u>追加型証券投資信託「三菱UFJ スタイルセレクト・グロースファンド」</u> <u>追加型証券投資信託「三菱UFJ スタイルセレクト・バリューファンド」</u>

	<u>追加型証券投資信託「三菱UFJスタイル セレクト・ブレンドファンド」</u> <u>追加型証券投資信託「BWマネープール ファンド」</u>
--	--------------------------------------------------------------------------------------

以上